

午前 ・ 午後 時 分受付

こすると消えるペンは使用しないでください。

婚姻届

令和 年 月 日 届出

福島県郡山市長

受理

令和 年 月 日

第 号

受 付

書類調査

戸籍記載

記載調査

調査票

附 票

住民票

通 知

(1)

氏 名

(よみかた)

夫 になる人

妻 になる人

氏 名

氏 名

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

平成

平成

(2)

住 所

(住民登録をしているところ)

番地 (方書) 番 号

番地 (方書) 番 号

世帯主 □ 同右 の氏名

世帯主 □ 同左 の氏名

(3)

本 籍

(外国人のときは国籍だけを書いてください)

番地 番

番地 番

筆頭者の氏名

筆頭者の氏名

父母及び養父母の氏名

父

続 き 柄 男

父

続 き 柄 女

母

母

(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)

養父

続 き 柄 養 子

養父

続 き 柄 養 女

養母

養母

(4)

婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍

□夫の氏

□妻の氏

新本籍 (左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)

番地 番

(5)

同居を始めたとき

昭和・平成・令和 年 月

(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)

(6)

初婚・再婚の別

□初婚

再婚

(□死別 昭和・平成・令和 年 月 日)

(□離別 年 月 日)

□初婚

再婚

(□死別 昭和・平成・令和 年 月 日)

(□離別 年 月 日)

(7)

同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と

夫 妻

1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯

2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)

4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)

5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯

6.仕事をしている者のいない世帯

(8)

夫 妻 の 職 業

(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)

夫の職業

妻の職業

その他

届出人署名 (※押印は任意)

夫 印

妻 印

事件簿番号

夫 妻

S・H・R 年 月 日

S・H・R 年 月 日

(届出する人は、記入の必要はありません。)

□夫 同日転居・転入

□妻 同日転居・転入

氏のかわる方は、婚姻前の氏(旧姓)で署名してください。

記 入 の 注 意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。
その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

◎ 証人は婚姻の事実を知っている成人の方2人が必要です。 **必ず自署してもらってください。**

証 人		
署 名 (※押印は任意)	印	印
生 年 月 日	大正・昭和 年 月 日 平成・西暦	大正・昭和 年 月 日 平成・西暦
住 所	番地 (方書) 番 号	番地 (方書) 番 号
本 籍	番地 番	番地 番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

●署名は必ず本人が自署してください。

日中連絡のとれるところ

電話 夫 () 妻 ()

自宅 勤務先 携帯 自宅 勤務先 携帯